

## 第3分科会

### テーマ：盲・聾・養護学校における教育相談の実施と担当者に求められる資質

#### ——福井県立盲学校の教育相談について——

福井県立盲学校 教諭

荒木良子

##### はじめに

2002年4月、本県で初めて全盲児Mが地域の小学校1年に入学した。本校では小学校に対して訪問による教育相談を行っている。母親は「地元の小学校に通いながら専門（盲学校）の先生にも教えてもらえるのがいい」と喜んでいる。生後4ヶ月から係わりのあったMの教育相談を例に挙げながら本校の教育相談の実際を紹介したい。（以下、教育相談を相談と略記する。）

##### 1. 乳幼児期からの相談～乳幼児期から大人までの相談～

Mとの最初の出会いは彼がまだ生後4ヶ月の頃であった。地域の福祉員の呼びかけで出向いた相談会でのことである。その後、在籍保育園や家庭を年に1～2回程度訪問する係わりが始まり、現在（小学校1年）に至っている。

教育相談を実施しているほとんどの盲学校がそうであるように本校でも乳幼児期からの相談を行っている。今年度の相談は次の通りである。（2003年1月現在）。

① 就学前：対象児は7名。すべて定期的相談で、1名は来校相談（対象児が盲学校へ来校）のみ、5名は保育園に在籍し来校相談と訪問相談（盲学校から相手側に訪問）の両方を行っている。1名は家庭への訪問相談である。定期相談は最大週1回4時間～3ヶ月に1回程度、訪問は最大月1回5時間から2、3ヶ月に1回程度まで幼児の実態や保護者の要望に合わせて設定している。

② 学齢期（小・中学生）：対象児8名。小学生5名、中学生3名。2名は定期的訪問相談である。2名は養護学校在籍児である。1名は不定期に保護者の相談に応じている。中学生のうち2名は転入学につながる相談で1名は6月に本校へ転入学している。③就学相談：上記のうち来年度小・中学校就学は幼児3名、小学生1名で、相談の一環として就学相談を実施している。（保護者懇談、地教委・地域小学校との関係づくりなど）。④高校生以上（～高齢者）：本報告者の属する教育相談部では主に学齢期以下の相談を担当しているが、進路指導部で高齢者に至るまで幅広く多様な相談に対応している。入学相談が中心であるが特に入学に結びつかない高齢者の相談例（点字学習、歩行訓練などを希望）も増えてきている。ライトハウスのような支援・訓練施設のない地方の盲学校には特徴的なことであろう。

##### 2. 教育相談活動

###### （1）保育園・小学校とともに～地域支援～

Mは生後11ヶ月から地域のH保育園に入園した。Mの養育に悩んでいた保護者はこの保育園によって支えられた。本校ではH保育園の依頼を受けて相談に応じたのをきっかけに、年1～2回程度保育

園を訪問し保育参観、保育士との話し合いを行うようになった。Mが3歳児からは月1～3回の訪問相談を行うようになり、4歳児からは週1回4時間（5歳児は週2回）の来校相談も実施。訪問時、来校時の活動内容は報告書にして保護者と保育園に提出し、また保護者や保育士とのコミュニケーションを大事にした。現在は地域の小学校の特殊学級に籍を置いている。本校からは週1回（1～5限目）訪問相談を行ってMと担当教員を支援し、また月1回、交流学習という設定でMと担当教員が本校に来校している。

本校の定期的な訪問相談はMの在籍したH保育園が最初である。訪問相談では①幼児が日常的に活動する場所での保育参観や直接の係わりを通して幼児の発達を学ぶ、②保育士の係わり方や集団の意味を保育園とともに考える、以上のことから③盲学校ができる（に求められる）支援の内容を学ぶことができる。訪問の回数などは幼児の年齢や障害の状態に応じて設定している。特に就学前の5歳児の訪問は重視している。訪問時の活動は参観のみ、個別の係わり、設定保育への参加など状況に応じて様々である。必要に応じて設定的あるいは活動しながら保育士との懇談を行う。保育士の活動を評価（肯定）し、視覚障害という特性から見た子どもの見方と係わり方や教材・教具についての情報提供を行い、保育士からは普段の活動についての情報を得る。継続的な訪問により保育士との信頼関係が築かれて、それぞれの立場（保育と視覚障害）から子どもに係わる者同士の連携ができていく。

小学校は今年度、Mへの定期的な訪問相談の他、視力の評価は高いが認知面での課題がある児童の訪問相談を実施している。担任、保護者に教材や係わり方の情報を提供している。これらのケースを通して、小学校における具体的な支援はどのように行えるかを実践的に研究中である。

## （2）子どもへの係わり～個別の教育的支援～

Mの保育園を定期的に訪問するようになったきっかけはM児が3歳9ヶ月の冬の訪問のことであった。言葉が出始め、探索活動も活発になりかけていたこの時期によりきめ細かな係わりを持ちたいと考えた。3歳11ヶ月から盲学校からの定期的な訪問による相談、地元のF大学の学生による係わり（卒業論文）、また、保育園側もこの時期の係わりの重要性を理解し特別に非常勤の保育士を配置することになった。その後、現在に至るまで学生の係わり、本校の教員の係わりは続いている。また保育園はMが盲学校で専門の指導を受ける時間が必要だと考えて盲学校との二重在籍を希望したが県の制度上かなわず、来校相談となった。盲学校では個別に教員が係わりMの成長をしっかりと支援していく体制をとった。

直接的な子どもへの係わりも重要な相談活動である。子どもの現在の力を理解し適切な係わりをすることで、子どもの力が伸びることを願う。子どもの自由遊びや教材・教具を用いた設定的な遊びや学習を行いながら、探索力、コミュニケーション力、視認知力などが伸びるように係わっていく。もちろん子どもの状態や係わることができる回数などによって個別の係わりでねらうことは違ってくる。例えば保育園で頑張っている時には月1回の来校相談で本人が自分のペースでのびのびと活動できることが相談のねらいとなる。教科学習で困っていれば具体的な教具を紹介し一緒に学習の仕方を考える。何より盲学校は自分がのびのびでき、視覚障害の仲間がいて、何でも相談にのってくれる先生がいる場所だと思ってほしいと願う。困ったら、悩んだら盲学校に相談に行けばよいと。

本校では原則として相談活動は相談部スタッフが担うが、来校相談における子どもとの直接の係わりについては、相談部以外の教員も担当している。例えば、転入学が前提の相談の場合、関係する学部や学級の担当者が学習や自立活動的な内容を対象児に対して実施する場合もある。

### (3) 保護者とともに ~相談相手として~

Mの来校相談と同時にMとの係わりとは別に保護者懇談の時間をとるようにした。保護者のいろんな思いを受け取り、また、子どもの見方と係わり方について理解し合えるようにと願ってのことである。これはMだけでなく保護者への係わりも期待した保育園の要望でもあった。「盲学校で（見方や係わり方を）しっかり習っておいで」と園長は母親に言っている。懇談は週1回1時間としMの成長や本校の教員の係わりの意味などを時にはビデオを見ながら説明したり、家庭での様子を保護者から聞いたりした。こうした懇談を通して保護者は盲学校に対して深い信頼を寄せてるようになった。後日、Mの就学先について悩み続けた保護者は本校の担当者に頻繁に連絡を取り、たくさんの話をした。盲学校は大切な時期に相談相手になることができた。また、決めるのは保護者であるが、悩んで揺れている過程に付き合うことがいかに大切かを知り、就学問題の重要性と難しさを再認識して就学相談についての取り組みを再検討するきっかけになった。

視覚障害児・者本人とともに保護者の相談に応じていくことは重要な活動になる。様々な悩みや思いを受け止め、ともに成長を喜び、養育上での手立てを考え、必要な情報を提供し、場合によっては他機関の紹介や他機関との関係の調整を行うこともある。Mの場合のように定期的な懇談を行う場合もあるし、必要に応じて設定して懇談を行うこともある。特に初回の相談時、就学の前年、転入学の場合はできるだけ子どもの担当者と保護者・関係機関の担当者を分かるようにし、協力して相談に当たるようにしている。

### 3. 他機関との連携

#### (1) 子どもを取り巻く人たちとともに

Mの相談の進め方から就学問題に至るまで主体はMと保護者であり、コーディネーターは主たる係わり手であるH保育園の園長であった。就学問題については関係機関に働きかけた就学指導委員会の存在が大きく、本校はMの状態や必要な学習支援について情報を提供した。保護者の意思が決まると決まる地教委と小学校は受け入れ態勢を整えた。Mは盲学校の支援を受けることを前提に、地域の小学校（特殊学級）に就学し非常勤ではあるが担任がついて個別の学習体制がとられることになった。就学後に向けて小学校と本校が直接に連携がとれるように保育園では配慮してくれた。本校の教育相談として可能な最大限の支援形態・内容について小学校に提示して正式な依頼を持ち、4月からの相談活動がスタートした。

本人と保護者を取り巻いて、医療、福祉、教育の様々な機関あり、人がいる。その時々で主たる係わり手が中心になって関係者・機関をつなぎよりよい環境（支援）が本人と保護者に提供できるようにしていく。例えば乳幼児期は保健センター、保健婦の存在が大きい。その時々の中心的な機関や係わりに対して本校は提供できる支援の形態・内容を説明し、相手側の必要をも掘り起こしながら、保護者・保育園や小学校とともに子どもの保育・学習に係わっていくことができる形を作るまでが何より連携を必要とする場面である。来年度就学の幼児の場合、就学後も盲学校の支援を受けられるようにと保護者や保育園が地教委や学校に働きかけ、特殊教育センターは就学相談会や就学指導委員会に本校が出席し地教委との関係が作られるように働きかけてくれる。こうした経緯を経てようやく「巡回による指導や通級指導のような支援を」と言う依頼が小学校からくるようになった。連携の輪の中でその時々において本校はどういう立場にいて何ができるかを常に考えながら相談活動を展開している。今後はさらに医療機関との連携を深めたい。

## (2) 特殊教育センターとともに

Mが就学を控えた年は前述したように保護者は就学先について大変悩んだ。保護者、保育園、地教委を結んで調整に動いたのは県特殊教育センターである。保護者の了解を得て就学問題について特殊教育センターとの情報交換を密にし、地教委との関係調整や相談の進め方について特殊教育センターの担当者に様々に支援を求めた。また地教委や就学指導委員会との関係で悩みを聞いてもらうこともあり、心身共につらい時に相談の支えにもなった。

相談に関しては特殊教育センター（以下、特教センター）に対して次のような期待がある。

- ① **相談の相談・評価**：本校が相談を進める上で様々な特教センターに対して相談を行う。今年度も相談の進め方に迷いその方向性を相談した事例がある。さらに実際の相談についての評価を受けることができればと願っている。
- ② **コーディネーター**：就学や転入学の場合は特教センターとともに相談を進めていくことになる。本人、保護者、在籍園・校、盲学校の4者の関係を行政機関（地教委など）を間に挟んで、次の学校・園になめらかにつなぐ働きである。
- ③ **紹介**：盲学校の相談による支援が必要な事例の本校への紹介である。現在、担当しているケースのうち、2事例は特教センターからの紹介で相談が開始された。また、逆に本校が担当事例の相談を特教センターに依頼する場合もある。

## 6. 相談活動を支えるもの

### (1) 相談活動の調整と校内体制

教育相談は学校の外に向かって限られたスタッフで即時性、機動性、柔軟性を基本として活動する。そのためには定期的な継続相談ばかりではなく、不定期の相談、新規の相談にも応じられるよう相談活動の調整が必要である。例えば新規相談に対して速やかに初回の相談日を設定し、対象児の状況と保護者の要望を考え合わせてどんな内容の相談をするのか（しないのか）を決めて活動する。これには相談部のスタッフの協力体制と学部や学校全体の理解が必要である。本校ではこうした校内体制のもと活動の調整ができることが、教育相談が成り立っている。

### (2) スタッフの研修と相談活動の評価

相談活動のあらゆる場面で自分たちの力量不足を痛感し、様々な機会を捉えて研修に参加していくようしているし、相談部内での自己研修や先進校訪問も行っている。また活動には常に評価が必要である。自己評価だけでなく相談活動を外側から評価する機会が是非、必要である。他機関、他校の相談スタッフとともに相談活動の評価、事例の分析的な検討などを通して自分たちに不足しているもの、あるいは気づかない役割や活動の意義などを考える研修の機会がほしいと切望する。「これでいいのか」と常に悩みながらの活動である。

### (3) 制度上の問題

学校や担当スタッフの努力だけでは解決できない問題がある。例えば、地域の保育園・幼稚園などの2重在籍や盲学校による通級指導教室の施設などである。実質的には通級指導を行っていても制度上では認められない。スタッフ確保にもまして地域の保育園・学校が視覚障害に対する支援の必要性を知り、可能な支援を求めやすくするためにもなんらかの制度は必要である。

# 養護学校における早期教育相談活動

国立久里浜養護学校 附属武藏野教育施設 施設長

大賀 たえ子

## 1. 国立久里浜養護学校「早期教育相談室」設置の経緯及びその概要

本校の早期教育相談は、平成9年度に、教育相談部に位置付けられた“乳幼児に対する早期からの対応”に関する活動を起点とし、以後、障害のある乳幼児等に対して、主として来談の形態による個別的な相談を継続してきた。平成11年度には、これらの活動の質及び量をさらに発展させ、学校全体の取り組みとして推進していくことを念頭に置きながら、新たに「早期教育相談室」が設置された。その経緯の中には特に、時代のニーズに即し、地域に対して養護学校の持てる様々な専門的な資源を還元していく早期教育相談活動を重視した背景がある。「早期教育相談室」の概要はTable 1に示すとおりである。

Table 1 早期教育相談室の概要

1. 早期教育相談室設置期日：平成11年4月1日
2. 対象：主として障害のある乳幼児児童及び養育上の悩みを抱える保護者  
障害児の保育・教育等を行う幼稚園・保育園・小学校等の機関の職員
3. 相談・指導内容
  - (1) 発達に関する事項、(2) 人や物とのかかわりに関する事項、(3) コミュニケーションに関する事項、(4) 遊びに関する事項、(5) 行動に関する事項、(6) 食事・排せつ・着脱等に関する事項、(7) 子育てに関する事項、(8) 幼稚園・保育園・小学校等での指導内容・方法等に関する事項、(9) 就園・就学に関する情報提供に関する事項 等
4. 相談・指導の形態
  - (1) 来室相談及び指導：学校に来校した保護者や教師等に、主訴に基づいた子供への指導、主訴に基づいた保護者への援助、主訴に基づいた教師・保育士等への援助を行う。
  - (2) 訪問相談及び指導：家庭を訪問し、子供への個別指導及び保護者への援助を行う。幼稚園・保育園・小学校等を訪問して要請に応じた相談、指導・助言を行う。
  - (3) 電話相談：保護者や機関に対し、主訴に基づいた援助・助言等を行う。
  - (4) 手紙・Eメール相談：保護者や機関に対し、主訴に基づいた援助・助言等を行う。
5. 相談体制：2名の専任教諭  
教諭・寄宿舎指導員・看護士・養護教諭・栄養士による放課後支援
6. 相談日・時間：月～金曜日の9時～17時

## 2. 早期教育相談に関する活動内容について

本校の早期教育相談活動は、平成11年度以来、現在までに、大別すると、(1)理解啓発に関する活動、(2)早期教育相談の実際的な活動、(3)校内の早期教育相談体制の整備に関する活動、(4)本校の早期教育相談に関する情報発信、(5)その他の活動、等を実施してきた。以下にそれぞれの活動経過の概要を述べる。

### (1) 理解啓発活動

- ① パンフレットの作成：早期教育相談活動を開始するに当たって、早期教育相談の内容等を紹介するパンフレットを作成し、以後の各種の活動において積極的に活用した。
- ② 関係機関への訪問：近隣地域にある幼稚園・保育園・教育研究所・障害者福祉センター・児童通園施設・保健福祉センター・横須賀市・三浦市をはじめとする神奈川県内の教育委員会・特殊教育センター・児童相談所・主たる医療機関等に直接出向き、それぞれの関係者と情報交換を行ったり、本校の早期教育相談活動を開始するに当たっての理解を求めたりした。ここでは、
  - ア. 障害の発見・診断に対する早期からの教育的ケアへの対策が必要なこと。
  - イ. 保護者や家族に対する教育面についての必要な情報提供や子育てへの援助が必要であること。
  - ウ. 親子の側に立った多角的で柔軟な活動の展開や、教育相談体制の確立及び整備された教育相談の場の確保等が必要であること。
  - エ. 機関間の連携や、支援体制の問題が提起されていること。等のことが、今後に課題とすべき情報として明らかになった。
- ③ 早期教育相談案内の送付：直接出向くことはできなかった機関（420箇所）に対して、パンフレットを郵送し、早期教育相談についての理解を促した。
- ④ 各種の調査活動：

〈アンケート調査〉地域における障害児保育の実態及び本校の「早期教育相談室」に対するニーズを把握し、今後の地域における関係機関に対する支援の指針を得ることを目的として、神奈川県湘南地域に位置する幼稚園137園、保育園160園、合計297か所に対して、質問紙法によるアンケート調査を平成11年11月に実施した。

調査内容は、ア. 障害児の受け入れ状況、イ. 受け入れている障害児の障害の種類、ウ. 在園機関以外の通所機関、エ. 保育上の問題点、オ. 今後の受け入れ予定、カ. 本校の「早期教育相談室」への今後の希望・要望で、回答率は、51%であった。調査をとおして明らかになったこととして、幼稚園・保育園とともに、

- ア. 障害児を受け入れようとする姿勢が高いこと。
- イ. 受け入れている対象児の障害は、言語障害や情緒障害等、多様な障害であること。
- ウ. 保育者の障害児に対する指導上の悩みが多く、専門的知識が不足していること。
- エ. 保護者の障害に対する理解度の問題で困っていること。
- オ. 行政との関係に関する問題が大きいこと。
- カ. 障害児に対する専門機関からのバックアップ、園に対する本校の「早期教育相談室」からの直接的なサポートの要望。

等、大きな期待と展望が示された。特に、保育園においては、時代的な趨勢もあって、今後積極的に障害児を受け入れていこうと考えている保育園が多く、中には障害児を積極的に受け入れてはいるも

のの、現実的には組織的なサポートがなされないまま、保育者の「専門性」に委ねられた状態にあるところも数多くみられた。

〈聞き取り調査〉後述の機関訪問相談活動の項に関連するが、機関訪問相談を実施してきた中で平成11～14年度に対象となった各機関に聞き取り調査を実施した結果、

- ア. 障害児の保育上の指導内容や方法に困難を持っている。特に、健常児の中にいる自閉症や多動の子供の対応が極めて難しい。したがって、障害児教育の専門家による訪問相談を受け、現実場面で教育的な指導内容や方法に対するサポートを要望する。
- イ. 保護者の対応に苦慮していることから、専門家からのアドバイスを受けたい。
- ウ. 障害児を取り巻く関係機関との連携がスムーズに進まない。

の点が集約された。

さらに、関係機関に属する対象児の保護者へのアンケートによる調査結果からは、

- ア. 養育上の悩みが大きい。
- イ. 障害のある又はグレーゾーンにある子供の養育や教育について、適切なアドバイスを受けられる専門機関が極めて少ない。
- ウ. 早期教育相談室でのアドバイスも受けながら、所属機関に通いたい。
- エ. 所属機関での子供の専門的な指導や対応に悩む。専門家からの指導を望む。

の点も集約された。

## (2) 早期教育相談の実際的な活動

教育相談の形態は、各種の形態があるが、本校の早期教育相談室では、以下のような形態による相談を継続してきている。

- ① 来室相談及び指導：学校に来校した保護者や教師等に、主訴に基づいた子供への指導、主訴に基づいた保護者への援助、主訴に基づいた教師・保育士等への援助を行う。
- ② 在宅訪問相談及び指導：家庭を訪問し、子供への個別指導及び保護者への援助を行う。
- ③ 機関訪問相談：幼稚園・保育園・小学校等を訪問して要請に応じた相談、指導・助言を行う。
- ④ 電話相談：保護者や機関に対し、電話による形態によって、主訴に基づいた援助・助言等を行う。
- ⑤ 手紙・Eメール相談：保護者や機関に対し、手紙やEメールによる形態によって、主訴に基づいた援助・助言等を行う。

以上は、平成11年度以降、継続的な形態として実施してきたものである。これらの相談形態の数値的な推移は〈資料1〉に示すとおりである。

### ⑥ 早期教育相談会

さらに、平成14年度には、新たな形態として、「早期教育相談会」を設けた。その理由として、上記の①から⑤までの形態によって進められる相談は、それを見る機関や個々の相談者によって違いがあるものの、あらかじめ受理された相談者が継続的に相談を受けることができるものである。しかし、年々相談希望者が増加し、時期によっては、待機を余儀なくされたり、他機関を紹介せざるを得ない場合も生じるようになってきた。こうした状況に対する一つの対応として、より広く相談希望者のニーズにこたえるための場として、この「早期教育相談会」を設けることとした。

相談対象者や相談内容は、通常実施している形態のものと同様とし、Table 2の要領で実施した。

Table 2 早期教育相談会実施概要

ア. 日	時：平成 14 年 7 月 30 日（火）9 時～16 時				
イ. 場	所：国立久里浜養護学校				
ウ. 相談担当者	：早期教育相談室担当教諭及び本校教職員				
エ. 相談会の案内	：近隣地域の主要機関（市子育て支援課、教育委員会、児童相談所、保健福祉センター、保育園及び幼稚園園長会、特殊学級設置校等、124 機関）に郵送するとともに、各地域の行政機関の広報誌に掲載した。また、地域の行政センター、郵便局、銀行等の公共機関にポスターを掲示した。				
オ. 早期教育相談会相談者の内訳					
対象	保護者	保育士	教師	合計	
人数	31	2	1	34	
カ. 相談者（保護者）の主訴	（1 相談につき、複数以上の主訴有）				
主訴	言葉の遅れ	行動調整	指示理解	身体の発達	家庭での対応
件数	22	4	20	3	18
主合計	6				
キ. 相談者（教師等）の主訴					
主訴	障害児の指導内容や方法	職員間の共通理解	保護者の対応	関係機関連携	
件数	3	2	3	2	

なお、実施後の相談者の感想は、保護者・教師共に、相談会の内容が良かったこと、相談の機会がより多くの人々に開かれたことを評価しているものが多かった。

#### ⑦ 生活体験宿泊相談会

平成 14 年度には、さらに新たな相談の形態として、「生活体験宿泊相談会」を設け、実施した。この相談会の目的は、早期教育相談を受けている対象児の生活経験の拡大を図ること及び保護者同士が情報交換を行う中で、それぞれの子供の障害に対する理解を深めたり、保護者等の養育力を高めたりすることを目的とした。実施の要領は Table 3 のとおりである。

Table 3 生活体験宿泊相談会実施要領

ア. 実施時期	：第 1 回；平成 14 年 6 月 28 日～29 日、第 2 回；平成 14 年 11 月 1 日～2 日
イ. 場所	：国立久里浜養護学校生活運動學習センター
ウ. 参加者	：第 1 回；子供 8 人保護者 9 人、第 2 回；子供 7 人保護者 8 人
エ. 指導者	：早期教育相談室教諭
オ. 活動内容	：食事・排せつ・着脱・入浴・睡眠等の生活習慣の形成に関する事、運動遊び、造形遊び、戸外散策等。保護者との懇談。

参加後、保護者からは、子供に初めて家庭以外の場所で生活体験をさせて見通しが持てたこと、障害のない子供とかかわることは難しいが、相談に来ている子供とのかかわり合うことができたこと、他の保護者の話を聞くことによって、頑張る気持ちが出てきた等の感想があり、全体として高い評価が得られた。

### (3) 校内の早期教育相談校内体制

本校では、早期教育相談活動はその主たる業務を相談室専任の教諭が行なっているが、相談活動は、本校における業務の一つとして位置付けている。その展開の一つとして、平成13年度には、職員全体が教育相談を担い、活動を推進するための校内体制が敷かれた。相談の進め方は、昨年度は、相談室教諭と共に職員が相談に当たる方法をとっていたが、今年度は、学部教諭のみで相談に当たる体制も組み入れて実施している。

#### ① 校内支援体制

体制は、Table 4 のような枠組みで実施している。

Table 4 支援体制の枠組み

	火	水	木
幼稚部	親子教室 13:00~ 14:00	14:00~ 15:00 *	親子教室 13:00~ 14:00
小学部 低学年		13:30~ 14:30 *	
小学部 高学年		クラブ・授業 13:30~ 14:45	
寄宿舎 指導員		11:00~ 12:00	
保健 スタッフ		11:00~ 12:00	
栄養士	10:00~11:00		

\* は、学部教諭が単独で保護者の相談や子供の対応に当たる。他の枠は、相談室教諭と合同で相談に当たる。

#### ② 放課後支援対象相談者数

放課後支援による相談者数は、Table 5 に示すとおりである。

保護者の相談可能時間と放課後支援体制で受け入れている時間がかみ合わなかったり、所属機関における問題度が高いケースが多い (\* 問題度が高い場合は、所属機関への訪問指導が必要となるため、相談室の対応としている) ことから、Table 5 に示されるように、各セクションの担当するケースはまだ少ない現状にある。

#### ③ 放課後支援による早期教育相談を受けた保護者の感想

ア. 睡眠や食事のことに関して、障害のある子供を知っている先生からアドバイスを受け、とても参考になった。

イ. 子供との遊びを無理のない形で教えてもらい、家庭でも親子の遊びをするようになり、生活の内容が広がってきた。

Table 5 放課後支援枠相談者数

相談者数	13年	14年
幼稚部	2	1
小学校部	1	2
寄宿舎指導員	1	1
保健スタッフ	0	1
栄養士	1	0

ウ. とてもていねいに話を聞いていただいて良かった。

エ. 養護学校の先生が、障害のある子供に一生懸命に指導されている様子を見て、養護学校の良さが分かった。

等の意見があった。

#### ④ 早期教育相談校内研修会

教育相談の全校的な取り組みとして、Table 5 に示したように、放課後支援体制を敷いているが、より充実した取り組みを進めるために、Table 6 のような要領で校内研修会を実施した。

Table 6 早期教育相談校内研修会実施要領

ア. 目的：本校の早期教育相談を推進するに当たって、早期教育相談に関する諸問題を把握し、もって、本校教職員の教育相談に関する資質の向上を図る。
イ. 日時：平成 14 年 7 月 19 日（金）15:30～17:00
ウ. 場所：国立久里浜養護学校生活・運動学習センタープレイルーム
エ. 講師：独立行政法人国立特殊教育総合研究所理事長 細村迪夫先生
オ. 演題：「早期からの教育相談について」

#### (4) 早期教育相談活動に関する情報発信

##### ① ホームページの開設

本校のホームページに「早期教育相談室」のコーナーを設け、本校における早期教育相談室の活動を広く紹介するとともに、インターネットによる教育相談活動を開始した。

##### ② 各種刊行物の発刊

平成 11 年度以来、本校で発刊されている「教育実践研究報告」、「早期からの指導担当者等研究協議会事後集録」、「日本特殊教育学会発表論文集」等に投稿し、本校の早期教育相談活動の内容を全国に向けて幅広く発信するとともに、各養護学校における早期教育相談活動の推進に先駆的な役割を果たすよう努めている。

##### ③ 各種研究会等での発表

本校で開催される早期からの指導担当者等研究協議会において、本校の早期教育相談活動を紹介し、幼稚部設置養護学校の担当者とともに、養護学校における早期教育相談の在り方を検討した。また、地域の幼稚園、保育園及び療育センター等で、障害のある子供の保護者や職員に対して、障害のある子供の養育や教育に関する要点を、本校の早期教育相談活動を通じて得られた中から紹介したり、養護学校の早期教育相談の役割を伝えるようにしたりしている。

#### (5) その他の活動

##### ① 早期教育相談地域連絡協議会

平成 13 年度から、本校で早期教育相談を受けている子供が関係している機関の方々に集まって頂き、関係機関とのネットワーク作りを意図して、「早期教育相談地域連絡協議会」を本校を会場として、毎学期 1 回程度の頻度で実施している。この会では、幼稚園・保育園・小学校・療育センター・保健福祉センター等の責任者が、それぞれの機関における障害児保育や教育の現状及び問題点等を中心とした様々な内容について情報を交換している。その話し合いの中で、それぞれの機関における役割を紹介し合っ

たり、相互に協力できることを伝達し合ったりしながら、今後の課題について確認し、地域における関係機関のネットワーク作りを目指している

## ② その他の活動

また、①のような活動のほかに、例年、学校で主催している＜公開講座＞、＜早期からの指導担当者等研究協議会＞、＜県教育委員会実施の教育相談活動への後方支援＞、＜神奈川県障害のある子どものための教育相談体系化推進事業＞等の活動にも積極的に参加し、協力している。

## 3. これまでの活動をとおしてみえるもの

### (1) 理解啓発活動をとおして

本校の「早期教育相談室」における一連の理解啓発活動では、多数の機関と直接的・間接的に関係をもつよう努め、その中で「早期教育相談室」の存在を伝えてきた。すべての機関に足を運ぶことは物理的にも困難なことから、書類を郵送した機関も多く、それらの機関とは言葉を交わす機会がなかったため、早期教育相談室が意図する内容が、どの程度理解されたかについては推し量りがたい。しかし、直接足を運び、面談をとおして理解を求めた機関からは、多数の意見が寄せられた。

本校の早期教育相談室の対象は、乳児から、としていることから、障害児が早期の時点で遭遇する機関である保健・医療機関に対する活動にも着目した。そこでは、障害児が発見されると、早期療育あるいは経過観察へとつなぐ形でフォローされているが、保健及び医療それぞれのエリアからのフォローに限界があることが推察された。これまで、障害がある乳幼児や保護者へのケアは、各地域における保健及び医療機関からの支援があり、成果をあげているが、乳幼児の発達に連なる教育的な連携についての課題の解決は、今後に残されている。この意味において、今後、保健・医療機関と教育機関との質的な連携の具現化を図る必要性が示唆されていると考えられる。

また、通園施設は、本校が置かれている横須賀市では施設数が1か所、隣接の三浦市は皆無という状況にあり、増加傾向の障害児、あるいは人数制限のため待機中の障害児に対するケアは、著しく停滞していると考えざるを得ない。実際、通園施設からも、対応に関する深刻な実状が述べられており、併せて、教育との関連性も問われていることも重視する必要があると考えられる。

### (2) 調査活動をとおして

調査活動をとおして、保育園・幼稚園共に、障害児を受け入れようとする姿勢が高いこと、受け入れている対象児の障害は、言語障害や情緒障害等、多様な障害であること、指導上の悩み・専門知識の不足、保護者との問題、園を取り巻く周辺の機関との連携等、様々な問題が指摘された。さらに、障害児に対する総合的な教育は、より専門的な機関での対応を求め、保護者に対する専門機関からのバックアップ、園に対して本校の早期教育相談室の直接的なサポートを望む等、本校の早期教育相談室には大きな期待と要望が示された。特に、保育園においては、時代の趨勢もあり、障害児の積極的な受け入れがなされてはいるものの、現実的には組織的なサポートがなされないまま、保育者の「専門性」に委ねられた状態にある保育園も数多くみられた。

また、幼稚園等、種々の関係機関に対する聞き取り調査を通じ、多くの項目にわたる評価を得ることができた。訪問回数や活動時間については、当該機関の実状を勘案しながら今後の対応を進めが必要である。訪問相談日における具体的な指導内容については、おおむね満足が得られたと推測される。なかでも、ケースカンファレンス若しくは障害児に対する職員へのサポートをとおして、多くの教師や

保育士等の障害児や保護者に対する見方、考え方、接し方等が変容した。その推移の中には、職員の絶え間ない歩みが積み重ねられたことがうかがわれる。具体的には、〈早期教育相談室の訪問相談が機関にもたらしたもの〉の内容から読みとることができる。その中にある内容は、訪問相談による直接的な成果ではなく、本校の早期教育相談室による訪問相談が契機となり、それぞれの担当者や機関が、障害児やその保護者に対し、限られた厳しい現実の中で生み出してきた成果であると考えられる。本校の早期教育相談室に寄せられる期待は実に大きいが、相談担当者は、多くの機関の状況や保護者の心理、職員や保護者等のニーズに適切にこたえていけるようにすることが大切であろう。

### (3) 機関訪問相談をとおして

Table 2 に示したように、平成 11 年度から現在に至るまで、本校の早期教育相談室では、各種の機関に対して訪問相談活動を実施してきた。その経過を振り返ってみると、以下のことが考えられる。

#### ① 保育・教育の現場に介入する際の基本姿勢

それぞれの機関の対象となる子供の問題を把握し、理解していくには、教師や保育者自らが、子供や保護者の問題に対して改善の責任を持っている存在であることを意識していくように、機関の職員とともに、これまでに蓄積してきているそれぞれの現場の智恵や直感をいかに引き出していくかという観点を持つことが重要である。併せて、早期教育相談室の教師には、専門的で明確な情報提供が常に求められ、即座の的確な応答が望まれている点も挙げられる。

また、機関訪問相談活動の中では、個々の子供の成長を促す目的が大きいことから、保育や教育の実際場面での観察を十分に行い、当該機関の関係者と共に学ぶ努力を欠かしてはならないであろう。幼稚園、保育園共に、基本的には幼稚園教育要領又は保育所保育指針に基づいて保育が行われている。また、学校においては、小学校学習指導要領に則って指導が行われているため、各現場を理解するためには、それらの幼稚園教育要領・小学校学習指導要領等を理解し、精通していることが保育や教育を支援する重要な要素となる。

さらに、機関訪問相談は、早期教育相談室が各機関に対して、コンサルテーションを行っていく一つの場もあるが、その際、保育や教育の専門家に対して、一方的ではなく、できる限り対等の立場で話し合っていくことが重要であり、特にカンファレンスにおいては、共に語り合いながら指導・助言できるような支援が必要である。相互の対等な関係を作り出すには、早期教育相談室の教師の専門性が低すぎないよう、また権威的にならないような準備や調整が欠かせないものである。このほか、子供 — 保育・教育者 — 保護者間の信頼関係を作ることも教育的な支援に当たって欠かせないものの一つである。そのためには、教育相談担当の教師の専門性の高さや現場に対する親身な対応等をとおして、各機関の関係者との信頼関係を成立させることが重要であり、また、問題の性質によっては、保護者や外部機関との連携に関する役割を担う必要性が生じる場合があることも念頭に置かなければならない。

なお、以上の事柄を背景に実施した教育的支援については、その有効性について、機関関係者、保護者等を対象に、子供の問題解決度を含めた評価を実施し、成果のフィードバックを図りながら進めることを欠かしてはならないであろう。

#### ② 教育的支援の内容と支援計画

これまでに実施してきた早期教育相談室からの機関訪問相談における活動内容は、子供やクラス集団に対するもの、保育者や教師に対するもの、保護者に対するもの及び周辺を取り巻く関係機関との連携に関するものがあった。

本来、機関に対する教育的支援は、保育者又は教師等が本来の保育や教育を進めていくための底辺を支えるものでなくてはならない。当初は、方向性をややリードするものであっても、進行とともに、自ら問題解決が図れるようなバックアップの側に転換を図ることが大切である。各機関が抱える問題は多方面にわたっているが、対象とする機関の体制に即しながら、多角的・多面的な内容に必要なコンサルテーションを行い、直接的な保育者や教師のみならず、機関内の他の職員の問題意識を高めることも必要である。なお、問題解決の糸口を作り、機関全体の障害児を含めた保育・教育機能を高めるためには、部分的な対応ではなく、問題を整理し、総合的なコンサルテーションに基づいた支援計画を作成していくことが重要である。

#### (4) 早期教育相談活動に当たる担当者に求められる資質・専門性

早期教育相談活動を推進してきたこれまでの経過において、教師が学校組織の一員として行う相談活動には「専門性」や「資質」が常に問われていることが鮮明になった。すなわち、保護者や教育機関等の関係者から要望されているものは、障害に応じた専門的な指導や援助、障害児保育や教育関係者等への指導方法や内容への質の高い援助が数多くあげられた。

このような要望にこたえ、相談担当者の資質向上や専門性を高めるには、ハード面において、学校内における相談活動が円滑に行えるための組織づくりはもちろんのこと、ソフト面において、「専門性」への様々な対応が必要とされる。具体的には、種々の相談に対応できる専門的知識と実際の指導技能や経験を持ち合わせる必要がある。特に、保護者のニーズには子供の教育方法に対する専門的知識や技能に対する期待は大きいものがある。知的障害、発達障害に、教育に関する知識を始めとして、医学、福祉、労働等、幅広い知識を備えておくことが求められる。子供の生活や生涯を視野に入れた対応を考える時、学校内のみで解決できることには自ずと限界がある。子供を取り巻く周辺の多領域の関係者と連絡をとり、各領域の情報を基にしながら地域生活に欠かすことのできない福祉制度に関する情報収集も必要となる。このような事柄に対する対応の一つとしては、校内研修会や研修機関が催す研修事業への参加、他領域における講演会等への積極的な参加が必須であると考える。また、状況によっては、スーパーバイザー的な立場からの指導を受けることも重要であろう。

#### 4.まとめと今後の課題

主として関係機関との連携を指向した今回の活動をとおしてみると、諸機関においては、それぞれがもつ専門性を生かしながら多様な取り組みを行ってはいるが、機関間の連携を叫んではいるものの実動には至っていない機関、連携の問題以前に機関内における意識の問題を抱えている機関が多数あることが明らかになった。これは、それぞれの機関の組織上の問題や、人的資源等の物理的な問題に起因していることが大きいと思われる。このような中で、養護学校における早期教育相談の取り組みについては、始めて見聞きしたという機関がほとんどであった。このことからも、関係機関との連携の強化、地域の中における早期教育相談活動の充実を図っていくには、養護学校等に情報が集まるのを待つ受動的な姿勢ではなく、地域性を考慮しながら養護学校等の側から積極的に発信していくという能動的な姿勢をとる必要があると考える。

幼稚園・保育園における障害児保育の支援に関しては、本校の早期教育相談室に多大な期待が寄せられていることが明らかとなった。1995年12月の「障害者プラン」策定以降、厚生省の通知において、地域での障害児（者）に対する療育・相談等の体制の充実を図るために、地域療育等支援事業が展開されるよう

になった。早期教育相談室で実施した諸調査で明らかになったように、保育機関からは、現場において障害児の指導や方法に関する情報提供や具体的な指導内容・方法、保護者との関係に対する支援等が求められているが、眼前的問題に関する対処のみにとどまるのではなく、障害児保育若しくは統合保育が目指す内容に向けた視点での支援の在り方を今後工夫していくことが重要であると考える。それには、各機関による一方的な相談活動ではなく、幼稚園・保育園と専門機関が問題を「共有」し、「共同」の作業によって進められることが重要であると考える。

近年、障害児の早期発見・早期療育が盛んになされているが、医療・福祉及び教育において地域指向の流れがみられ始め、障害児を取り巻く環境は過渡的な時期にさしかかっていると考えられる。その中で、今回、新しい学習指導要領等に、養護学校が地域の中における相談のセンター的な役割を持つように示されたことは、思想的にも、インテグレーションからインクルージョンへ、バリアフリーからユニバーサルデザインへと移行しつつある社会的な風潮に現れているように、障害児に対する対応は、養護学校の中で、教育現場においてのみ行われるのではなく、より広範囲に、障害児を取り巻く専門的な人々や諸機関と問題を分かち合いながら、相互的で一貫した相談支援活動としての作業を進めていく必要があることを示唆していると言えよう。

平成13年1月に公表された [21世紀の特殊教育の在り方について] においては、一人一人のニーズに応じた特別な教育的支援という考え方に基づいて、これまでの特殊教育全体にかかる制度の見直し、あるいは種々の施策の充実に向けた具体的な提言が行われた。提言の第一番目には、就学指導の在り方の改善について示されており、乳幼児期から学校を卒業するまでの一貫した相談支援体制の準備を唱え、教育、福祉、医療、労働等が一体となった特別の相談支援チームを作り、保護者等に対する相談と支援の推進の必要性が提言されている。また、近年の障害の重度・重複化あるいは医学等の進歩に伴って、早期からの教育の必要性が高くなっているため、盲・聾・養護学校における幼稚部での教育の充実も期待されている。我が国の歴史的な経緯の中では、養護学校の早期教育は盲・聾学校のそれよりも大きく遅れをとっており、通園施設や療育センター、保育園の統合保育等で対応がなされてきた。こうした現状を踏まえ、養護学校における早期からの教育的な対応の意味する重大さ及び役割を十分鑑みた取り組みが必須とされる。文部科学省においては、今回の最終報告を受け、平成13年度の新規事業が開始され、多数の養護学校においては、早期教育相談に関する様々な取り組みが進められようとしている。

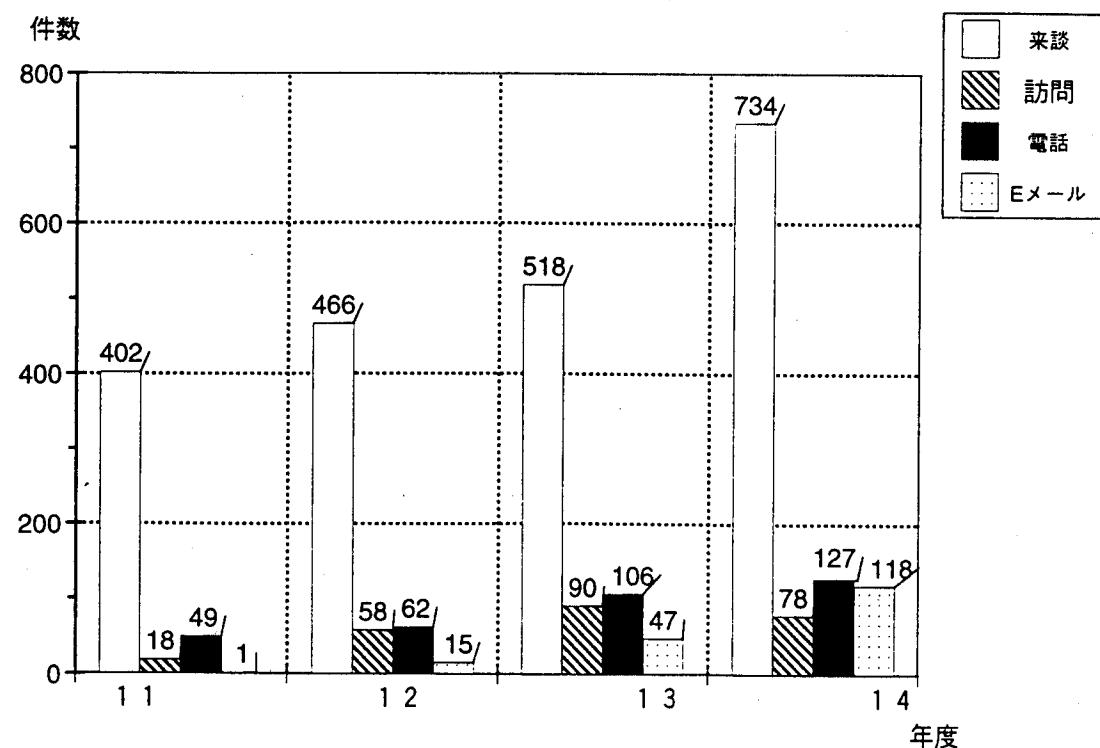
一方、保育園における障害のある子供の保育に関しては、2000年4月に改訂の、「保育所保育指針」において、「障害のある子どもの保育に当たっては、一人一人の障害の種類、程度に応じた保育ができるように配慮し、家庭、主治医や専門機関との連携を密にするとともに、必要に応じて専門機関からの助言を受けるなど適切に対応する。」ことが示された。また、幼稚園においても、「幼稚園教育要領」(2000、文部科学省) 及び「乳幼児教育振興プログラム」(2001、文部科学省)において、障害のある乳幼児の指導においては、家庭や専門機関との連携の必要性がうたわれている。今後は、それぞれの機関におけるニーズに基づき、養護学校等には、障害児保育に関する専門的な支援要請がさらに多くなることが予測される。

先に述べたとおり、これまで、障害乳幼児に対する対応は、主に医療及び福祉機関において、「療育」の名の下に大きな実績が挙げられてきたが、今回の本校の早期教育相談室における一連の調査や実践で明らかになったような様々なニーズに対応していくには、全国の養護学校等における教育相談活動の充実を図っていくことはもちろんのこと、本校の早期教育相談室が教育分野における社会資源の一つとして、新しいかたちの養護学校の創造に向か、関連機関との連携の基に、より一層機能的に、かつ活発に活動していくことが求められているものと考える。

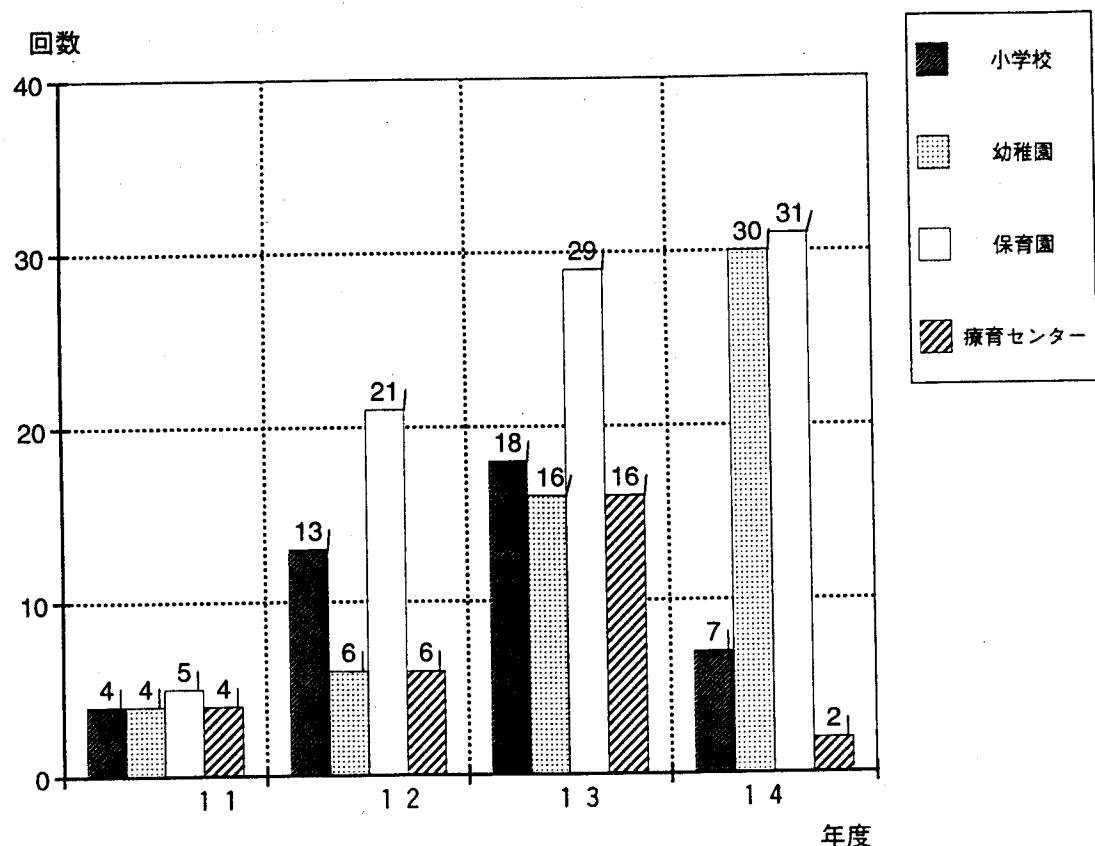
## 引用・参考文献

- 1) 大賀たえ子：「障害児保育機関への支援に関する研究」 - 地域内の幼稚園・保育所に対する調査を通して - 、第38回日本特殊教育学会発表論文集、日本特殊教育学会、2000。
- 2) 大賀たえ子：「養護学校における早期教育相談の実践的研究」 - 幼稚園・保育所・小学校・療育機関等、地域機関に対する支援について - 、第39回日本特殊教育学会発表論文集、日本特殊教育学会、2001。
- 3) 大賀たえ子・坪井龍彦：「養護学校における早期教育相談に関する実践的研究」 - 地域の障害児保育機関との連携を指向して - 、国立久里浜養護学校教育実践研究報告、17、2000。
- 4) 大賀たえ子・坪井龍彦：「養護学校における早期教育相談に関する実践的研究」 - 地域の障害児保育機関との連携を指向して - 、国立久里浜養護学校教育実践研究報告、18、2001。
- 5) 国立久里浜養護学校：平成13年度 障害のある乳幼児に対する早期からの指導担当者等研究協議会「事後集録」、2002。
- 6) 時代の変化に対応した今後の幼稚園教育の在り方について - 最終報告 - 、文部科学省、1999。
- 7) 特殊教育、文部科学省、No.96、1999。
- 8) 特別支援教育、文部科学省、No.1、平成13年度、2001。
- 9) 21世紀の特殊教育の在り方について - 一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について - 、21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議、2001。
- 10) 乳幼児教育振興プログラム、文部科学省、2001。

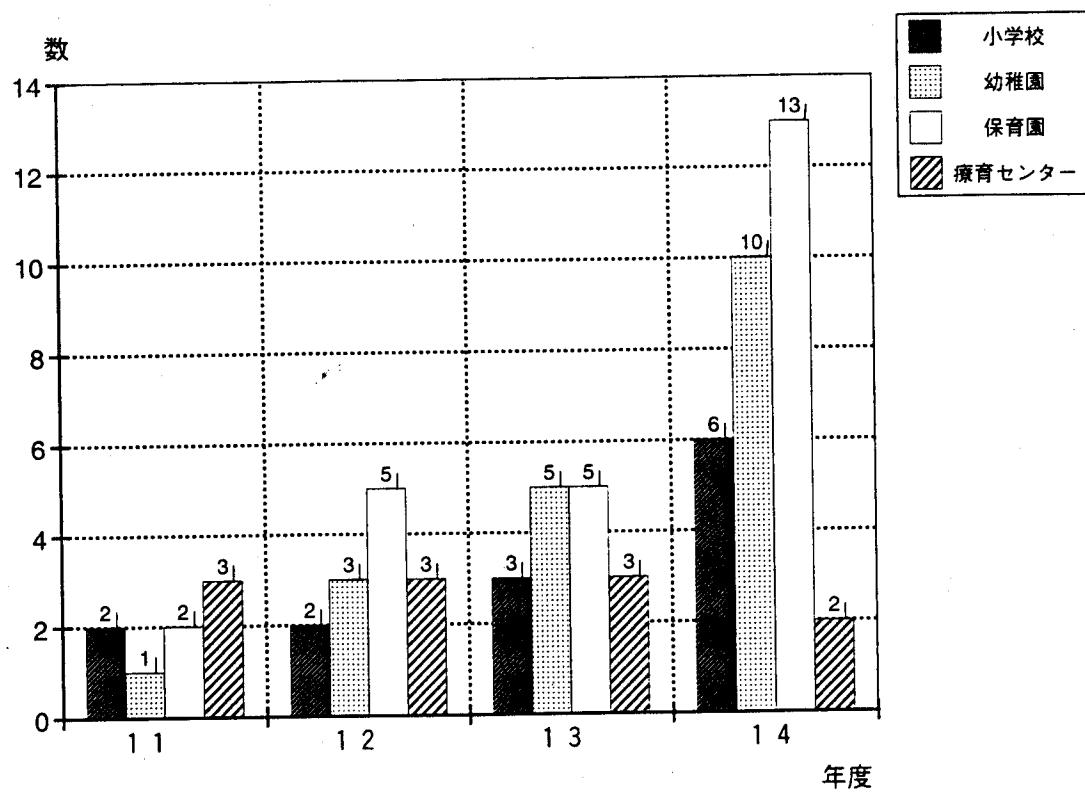
資料 1 形態別相談件数の推移（平成11年～14年12月）



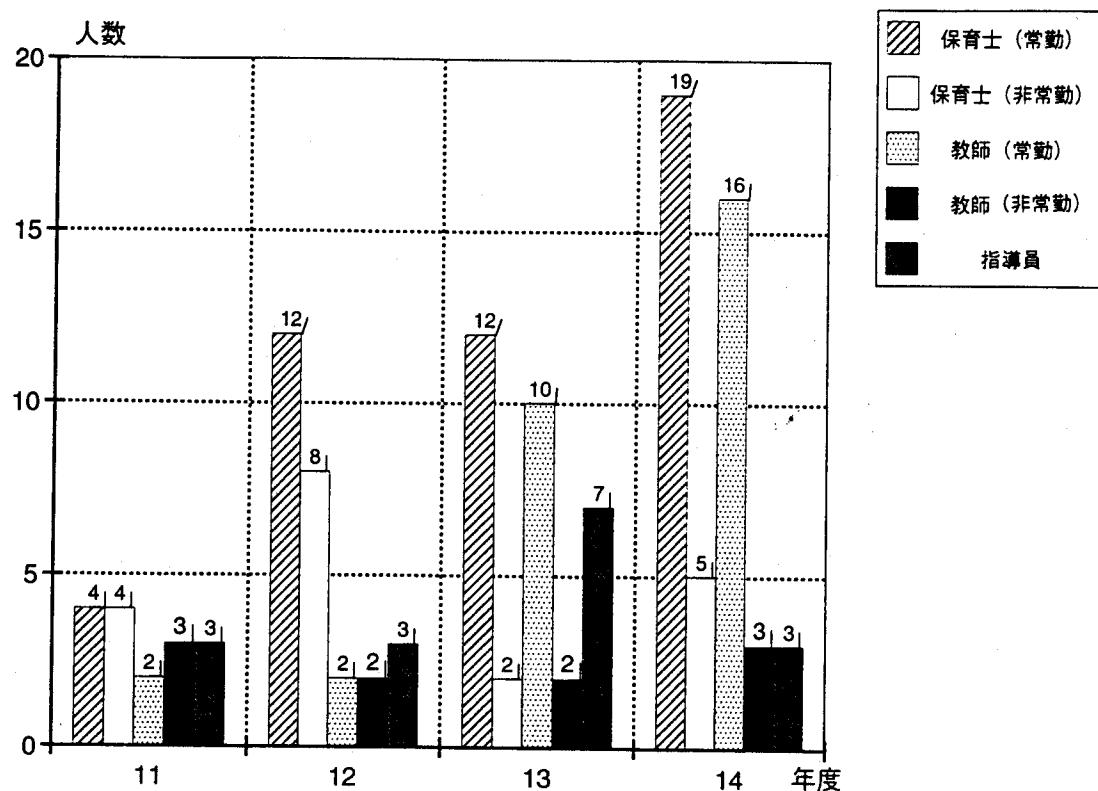
資料 2-1 機関訪問相談活動の推移（機関訪問総回数：平成 11 年～14 年 12 月）



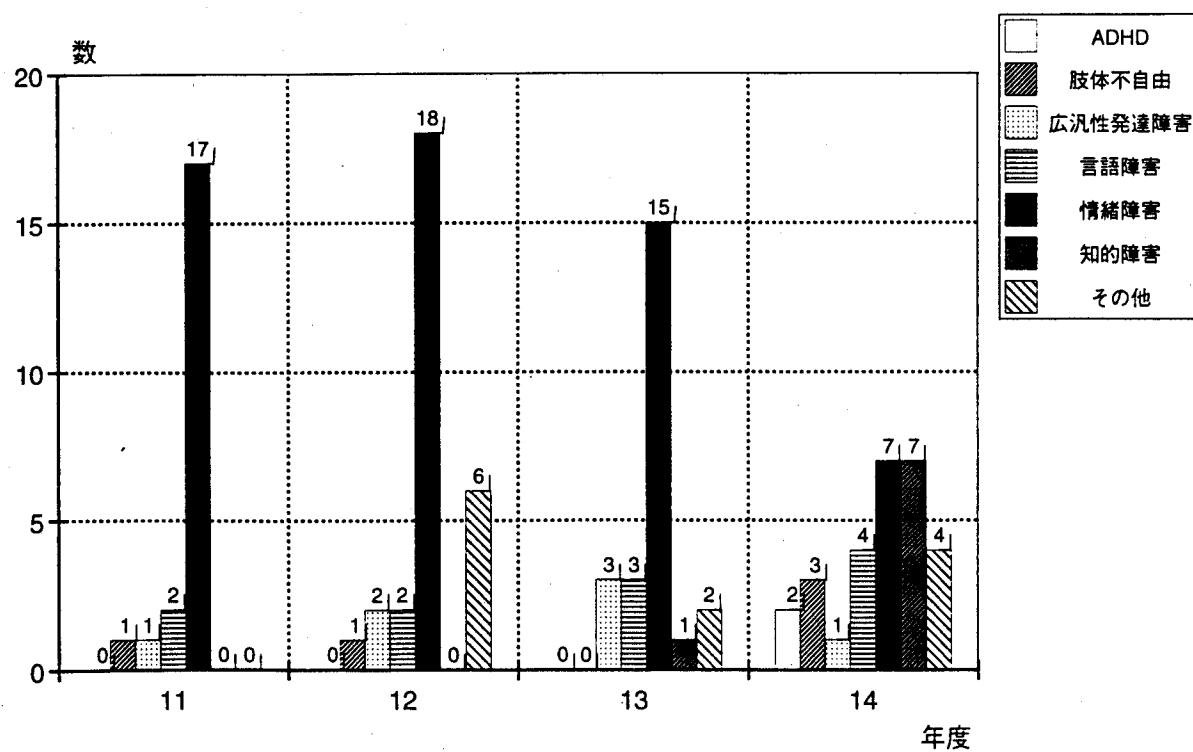
資料 2-2 機関訪問相談活動の経過（機関種・機関数）



資料2-3 機関訪問相談活動の経過（対象職種）



資料2-4 機関訪問相談の経過（障害の種類、障害児数）



## — 地域の小・中学校との協働 —

神奈川県立茅ヶ崎養護学校 教諭

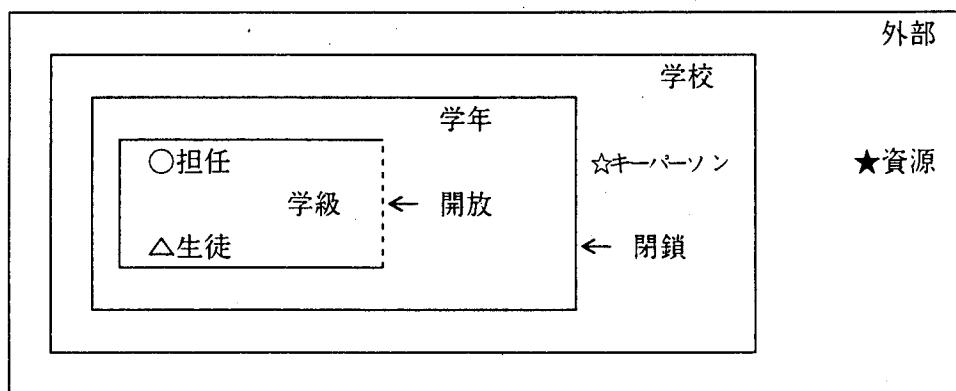
瀬戸 ひとみ

### 1. 茅ヶ崎養護学校教育相談部の願いとすること

地域の教育関係者と「インクルージョンのあり方」を課題として共有できること  
個々のニーズによりよく応じられるサポートシステム構築（校内↔地域）

### 2. 教育相談員の立場から見た小・中学校のサポートシステム

… 資料参照



「学校教育改革のための試み～インクルージョンをめざす学校教育の課題と工夫について～」 H12年第二教育センターより

- ◎ 学び合い、支え合いの風土
- ◎ 子どものSOSをキャッチする感度のよさ、チャンネルの多さ、豊富なメニュー

### 3. サポートシステム構築への取り組み

困っていることを出し合う → 課題を共有する  
情報を共有する  
企画する（既存の資源を活用する・既存の資源を組み合わせて新たな機能を生み出す）

① 県（障害児教育課・総合教育センター）によるしかけ

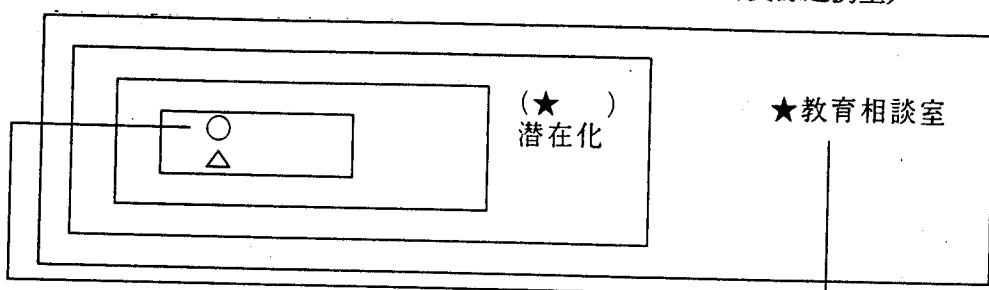
- ② 現場で
- ・研修会・研究会で
  - ・教育相談ケースを通じて

### 4. 課題

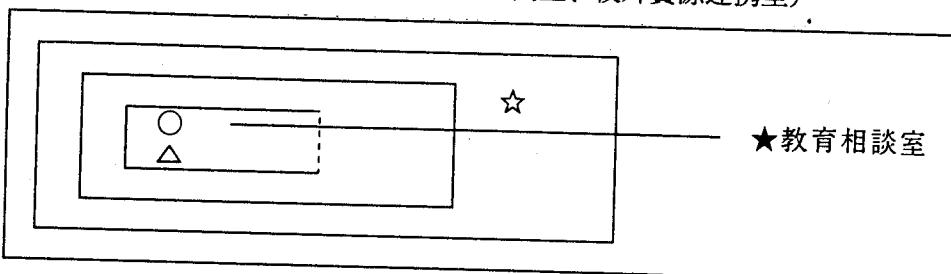
- ・サポートのノウハウの蓄積と提供・共有
- ・教育環境や条件の整備

<サポートシステムの例>

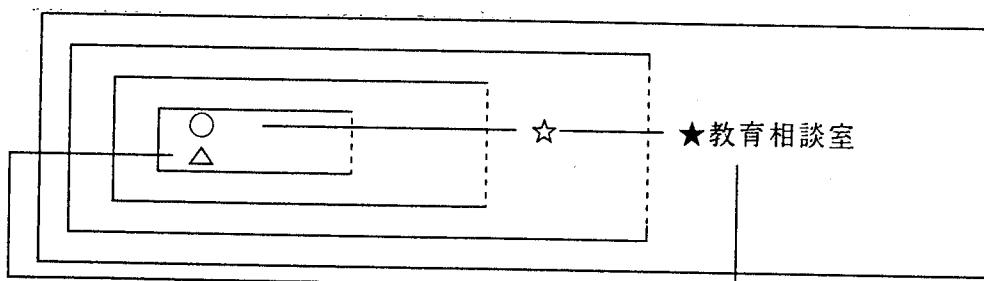
A校 学級内完結型 (学年内・校内の連携未展開型、校外資源連携型)



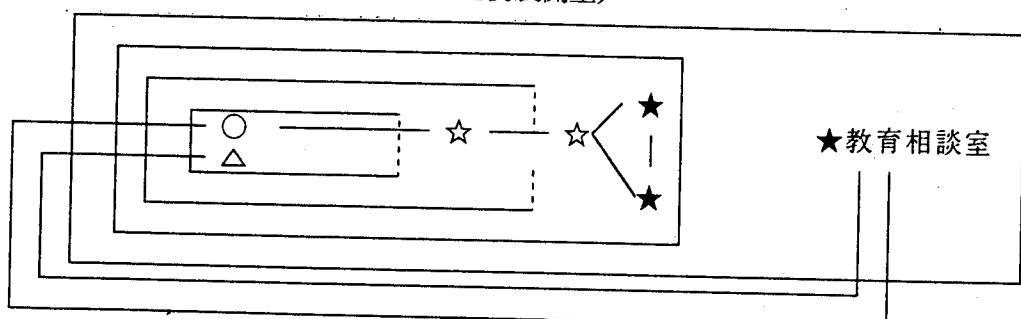
B校 学年内連携確立型 (学年内連携展開型、校外資源連携型)



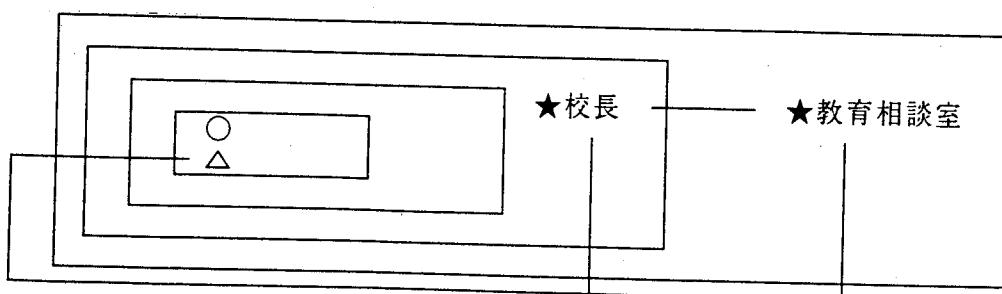
C校 校内連携確立型 (校外資源連携展開型)



D校 校内連携確立型 (校外資源連携展開型)



E校 担任内完結型



## — 校内の教育相談体制を中心に —

福島県立大笹生養護学校 教頭

高屋 隆男

### I はじめに ～地域の特殊教育センターとしての役割を担うために～

本校では、平成13年度から「出かける相談」、さらに今年度から、地域の特殊教育センターとしての役割の一つとして、就学前の乳幼児とその保護者を対象とした教育相談活動「ささっこ教室」を行っています。

この「教室」は、1歳半検診や3歳児検診等で、障害があるまたはあるかも知れないと診断されても、その後のケアが十分ではない乳幼児とその保護者等のニーズに応えるために設けられたものです。

本校では、これまでも、就学相談、養育相談及び転学相談等の教育相談を実施してきましたが、「ささっこ教室」は、まず、乳幼児や保護者のふれあいの場、憩いの場となることを重視しています。この他、各種の相談は、これまでどおり、その都度必要に応じて行っています。参加者からは、「ここに来ると、ホッとする。」「だれにも気兼ねすることなく、子どもを遊ばせることができる。」等の声が聞かれるようになっています。

### II 大笹生養護学校の概要

(1) 障害の種類 知的障害養護学校

〒960-0251 福島市大笹生字組板山182番地の2

Tel 024-558-8710 Fax 024-556-0416 <http://www.ohzasou-sh.fks.ed.jp>

(2) 開校 昭和54年4月1日

(3) 本校の教育方針（一部抜粋）

#### 4 地域に開かれた学校づくりを推進する。

- (1) 大笹生を中心とした地域社会に対して、可能な限り学校を開き、児童生徒と地域住民との交流を勧め、知見を広め活力ある学校づくりに努める。
- (2) 養護教育に関するセンター的役割を果たすため、早期教育相談の充実に進んで応えられるように努める。

- 地域に開かれた学校づくり
- 地域のセンター的役割
- 生涯学習への支援

(4) 児童生徒の現況

ア 通常の学級、重複障害学級、訪問学級別

(単位：人)

学 部	通 常 学 級	重 複 障 害 学 級	訪 問 学 級	計
小 学 部	21	24	3	48
中 学 部	24	5	3	32
高 等 部	15	11	10	36
計	60	40	16	116

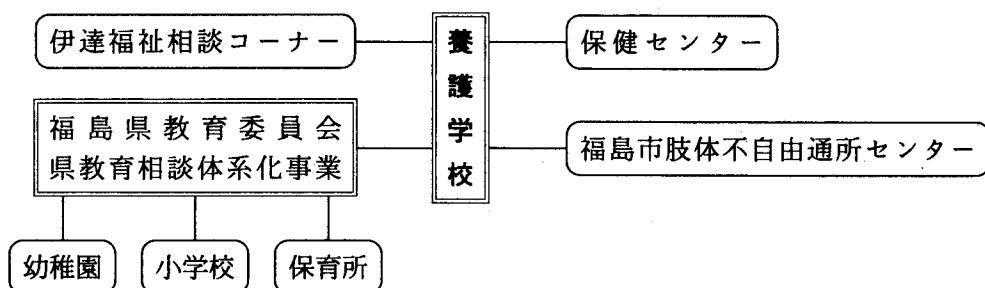
イ 通学形態別

(単位：人)

学 部	大 徒 生 学 園 か ら	自 宅 か ら	訪 問 学 級	計
小 学 部	18	27	3	48
中 学 部	20	9	3	32
高 等 部	6	20	10	36
計	44	56	16	116

III 教育相談と地域支援への取組み

(1) 出かける相談



(2) 「ささっこ教室」

ア 平成 14 年度就学前教室（ささっこ教室）実施要項

イ 「教室」開設までの経過

No.	内 容 等
第 1 回	「ささっこ教室」開設の趣旨について共通理解を図る。
第 2 回	教育相談の在り方についての学習会 「子どもの心と向き合うということとは」
第 3 回	保護者との向き合い方についての学習会 「保護者の思いや願いに添ったふれあい方とは」
第 4 回	「教育相談とカウンセリングマインド」についての研修会 講師 独立行政法人 国立特殊教育総合研究所 肢体不自由教育研究部 室長 滝坂信一 氏
第 5 回	実施計画の検討
第 6 回	パンフレット作成についての検討、送付計画

第 7 回	パンフレット作成、環境整備計画の検討
第 8 回	活動内容の検討と準備物の整備
第 9 回	相談の進め方の確認、環境整備、準備物の購入と確認
第 10 回	パンフレットの送付
第 11 回	環境整備、準備物の確認
第 12 回	来談者の確認・確認内容の確認
第 13 回	「子どもたちの一つ一つの行動の意味を考える」についての研修会 講師 金澤大学 助教授 木村允彦 氏
第 14 回	第1回「ささっこ教室」開催（6月26日） (以下、平成15年2月19日まで、総計22回実施予定)
第 15 回	「教育相談実施状況と今後の課題」についての研修会 講師 独立行政法人 国立特殊教育総合研究所 肢体不自由教育研究部 室長 滝坂信一 氏
第 16 回	「課題解決に向けて」の学習会（予定）

ウ パンフレット「平成14年度 ささっこ教室ご案内」（※当日、配付）

エ 「ささっこ教室」参加乳幼児数一覧

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回	第 8 回
参加乳幼児数	2名	10名	12名	14名	9名	9名	7名	7名
	第 9 回	第 10 回	第 11 回	第 12 回	第 13 回	第 14 回	第 15 回	第 16 回
参加乳幼児数	8名	7名	7名	7名	7名	6名	7名	4名
	第 16 回	第 17 回	第 18 回	第 19 回	第 20 回	第 21 回	第 22 回	
参加乳幼児数	4名	6名	名	名	名	名	名	

※ 第10回目から、申し込み者は常時10名を超えていたので、教室の充実のために7人を越えた時は、次回の参加をお願いしている。

#### IV 今後の課題等

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| 1 対象範囲をどこまでにするか | 6 記録について     |
| 2 「相談」の時間の工夫    | 7 保護者同士の出会い  |
| 3 「場」についての説明    | 8 情報提供       |
| 4 兄弟姉妹の参加       | 9 他の社会資源との協働 |
| 5 就学相談との分離      | 10 活動内容の工夫   |
|                 | 11 その他       |

#### V おわりに

神奈川県総合教育センター 教育相談部 部長

中田正敏